

練馬区
保育業務支援システムの更新に関する
調達仕様書

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日

練馬区こども家庭部保育課

目次

1	業務名.....	1
2	業務の目的	1
3	業務内容	1
4	履行期間.....	4
5	調達範囲.....	4
6	システム規模.....	5
7	ソフトウェア要件	5
8	クライアント要件	6
9	ネットワーク要件	6
10	システム要件	7
11	その他要件.....	7

1 業務名

保育業務支援システムの更新・利用業務

2 業務の目的

区では、令和4年度に保育業務支援システムを導入し、保護者の利便性の向上および保育士の業務負担軽減を図っていきました。一方で、導入から時間が経過したことで、新たな機能の拡充や端末の性能向上により、さらなる利便性の向上や業務負担の軽減が可能となっています。

これらの課題を解消するため、システムを調達(更新)します。また、最新の技術動向に基づく現行業務の見直しを実施し、現行の運用課題の解決を図るとともに、より一層の事務効率化を目指します。

3 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) システムの更新

全体進捗管理

- ア 本件におけるプロジェクト計画書を作成し、区の承認を得ること。
- イ 本件の進捗管理を統括するプロジェクトマネージャーを配置すること。
- ウ プロジェクト全体の進捗状況を管理し、月次で区に進捗状況を書面にて報告すること。
- エ プロジェクトに係る関係者との情報共有・情報連携を適切に行い、円滑に業務を進めるために定期的に会議を実施すること。会議の実施頻度は区と協議のうえ決定すること。
- オ 会議終了後、議事録を作成し、議事内容や決定事項、および検討事項等について区の承認を得ること。議事録は会議終了後5開庁日以内に区へ提出すること。
- カ リスク管理を行い、遅延や課題が発生した場合は速やかに報告・対策を講じること。
- キ 本件における課題一覧および対応状況が確認できるように整理し、区に共有すること。

システム設計(要件定義、基本設計、詳細設計)

- ア 区担当職員とのヒアリングを通じて、業務要件を整理し、要件定義書を作成すること。
- イ 要件定義に基づき、基本設計書(画面設計、帳票設計、業務フロー等)を作成すること。

システム開発(パッケージシステムの適用)

- ア 要件定義、基本設計、詳細設計に適合する状態でパッケージシステムを適用すること。
- イ 区の求める要件によって、必要に応じてカスタマイズを行うこと。カスタマイズの対応可否については区と協議すること。

システム検証（システムテスト、ユーザー検証支援）

- ア システムテストを実施し、テスト結果報告書を区に提出すること。
- イ 区職員によるユーザー検証に向けた環境構築、テスト支援を行うこと。
- ウ 検証中に発生した不具合については、速やかに対応し、再テストを実施すること。

システム導入（クライアント端末設定含む）

- ア 本番環境へのシステム導入作業を実施すること。
- イ 導入後の初期トラブル対応期間を設け、安定稼働を支援すること。

操作教育（操作研修、操作マニュアル作成）

- ア 操作研修を実施し、対象ユーザーに対してシステムの操作方法を説明すること。研修方法は、対面での集合研修、各保育園での研修、オンライン研修などを想定している。
- イ 操作マニュアル（ユーザー向け／管理者向け）を作成し、納品すること。
- ウ マニュアルは、画面キャプチャを含めた分かりやすい構成とし、PDF 形式で提供すること。

（２）システム利用サービスの提供

システム保守・障害対応

- ア 保守業務を実施するに当たっての責任者を選任すること。責任者は、業務遂行時の組織体制、緊急時の連絡体制、その他従業員の職務分担、その他必要時の組織体制を整え、業務を実施すること。
- イ 保守業務における体制図を区に提出すること。
- ウ 納品されたシステムに対する不具合修正、軽微な機能改善、セキュリティパッチの適用を行うこと。保守対象には、アプリケーション本体、関連ミドルウェア、設定ファイル等を含む。
- エ オンライン業務の利用時間は、24 時間 365 日とする。ただし、時間を要するバッチ業務やシステムメンテナンスのため利用停止時間が必要となる場合には、事前に通知をすること。
- オ データのバックアップを日次で行い、3 世代以上のバックアップデータを保持すること。
- カ 必要に応じてシステムのバッチ業務等の運用監視を行うこと。
- キ システムの変更監視、リリース管理、構成管理を行うこと。
- ク パッケージソフトウェアのバージョンアップ、レベルアップについて、区に必要な情報を提示し、適用の可否を報告すること。
- ケ サーバーOS やデータベースソフトウェア等において、ソフトウェアメーカーの修正情報を基に、適用の必要性を分析し、必要に応じて適用を実施すること。

- コ バージョンアップ、レベルアップの実施にあたっては、業務運用に支障が生じないよう、万全を期すこと。
- サ 法改正対応や機能向上の実施にあたり、パッケージシステムの標準機能のバージョンアップによる対応、または、パッケージシステムの改修による対応なのかを区に明示すること。経費が必要な場合には、区に経費の見積もりを提示すること。なお、見積時には、工程別の工数内訳を人日単位で表記すること。
- シ システムに障害が発生した際には、4時間以内に初動対応を行い、システムの正常復旧に努めること。また、早期に障害の原因を突き止め、区の承認を得て必要な対処を実施すること。
- ス アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに事業執行担当へ報告し、必要であればアクセスログを開示すること。

運用支援

- ア サポートデスクを設置し、保育園職員および保護者らの問い合わせ対応（操作方法、エラー対応等）を行うこと。
- イ 問い合わせ対応は、平日 9:00～17:30 を基本とし、対応履歴を記録・報告すること。
- ウ 運用業務の実績について、月1回、書面による定期報告を行うこと。

組織改正、人事異動、年次更新などの業務支援

- ア 組織改正や人事異動に伴うシステム設定変更（ユーザー権限、所属情報等）を支援すること。
- イ 年次更新（例：年度切替、マスタ更新、帳票様式変更等）に関する作業計画の策定と実施を行うこと。
- ウ 上記作業に関しては、事前に区と調整のうえ、作業手順書・変更内容報告書を提出すること。

操作研修（新機能の実装時）

- ア 新機能が実装された場合は、新機能の内容に応じて、操作研修を実施し、対象ユーザーに対してシステムの操作方法を説明すること。研修方法は、対面での集合研修、オンライン研修などを想定している。
- イ 操作マニュアル（ユーザー向け/管理者向け）を作成し、納品すること。
- ウ マニュアルは、画面キャプチャを含めた分かりやすい構成とし、PDF形式で提供すること。

運用マニュアルの作成・更新

- ア システム運用に必要な手順を整理し、運用マニュアルを作成・納品すること。
- イ マニュアルには、日次・月次業務、バックアップ手順、障害対応手順、ログ確認方法等を含むこと。

- ウ システム変更や運用手順の見直しに応じて、マニュアルの更新を随時行うこと。
- エ マニュアルは PDF 形式で提供し、更新履歴を管理すること。

4 履行期間

(1) システム更新期間

契約確定日の翌日（令和8年8月予定）から令和9年3月31日まで

(2) システム利用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

令和9年4月以降は、年度ごとに単年度契約を締結（令和13年12月31日まで）

5 調達範囲

(1) アプリケーションソフトウェアの調達

以下の事務のシステムを調達する。

園児情報管理

登降園管理

健康管理

発達記録

指導計画・保育日誌

連絡帳

保育所児童保育要録

保護者連絡

延長保育

(2) その他ソフトウェアの調達

本件の実施にあたり、システムの運用に必要となるソフトウェア製品があれば調達します。

(3) 機器の調達

本件の実施にあたり、必要となる機器を調達します。下表に記載された機器は区が用意しますので、調達する必要はありません。ただし、登降園管理のため、二次元コードリーダーが必要となる場合のみ、貴社からの提案をふまえ保育課にて調達予定です。

【図表 1】調達不要なハードウェア一覧

	機器名	説明
1	パソコン、プリンタ	パソコンおよびプリンタは情報政策課にて調達した機器を利用
2	ネットワーク機器	既設のネットワーク機器を利用
3	二次元コードリーダー()	保育課にて調達予定

二次元コードリーダーを使用せず登降園管理ができる場合は、調達しない。

6 システム規模

システムの適用に必要な基礎的な情報は以下のとおり。

(1) システム利用者数

約 6,250 人

保育園職員	約 740 人
保育課職員	7 人
保護者	約 5,500 人

(2) システム利用施設数、端末等の台数（令和 9 年 4 月時点見込）

施設数：25（保育課を含む）

詳細は、仕様書別紙 1「練馬区保育業務支援システム導入予定園一覧」のとおり

パソコン：約 380 台

台数は、今後、変動する可能性がある

二次元コードリーダー：24 台（必要な場合のみ、各園 1 台）

7 ソフトウェア要件

システムのソフトウェア要件は以下のとおり。

(1) パッケージソフトウェア

システムの適用および運用にあたり、経費の節減および作業の効率化を図るため、システムを構成する業務用ソフトウェアは、パッケージ化されたソフトウェアとすること。

(2) システムに求める機能

業務用ソフトウェアに求める機能は、「【様式 4】機能要件適合表」のとおり。

- (3) パッケージソフトウェアのカスタマイズ、機能追加
パッケージソフトウェアの標準機能において、区が必須とした要求項目を満たせない場合、必要最低限のカスタマイズまたは機能追加を実施すること。なお、この場合は、綿密な設計、テストを行い、品質を確保すること。
- (4) 市販ソフトウェア
システムの更新、運用にあたり、パッケージソフトウェア以外の市販のソフトウェアを導入する場合には、第三者に対する当該ソフトウェアの使用許諾契約等の手続きを行うこと。
- (5) ソフトウェアの著作権
本件で導入する全てのソフトウェアについて、パッケージソフトウェアおよび市販ソフトウェアの使用許諾権の内容を明確にして、区に提示すること。

8 クライアント要件

クライアント端末として利用する機器は以下のとおり。

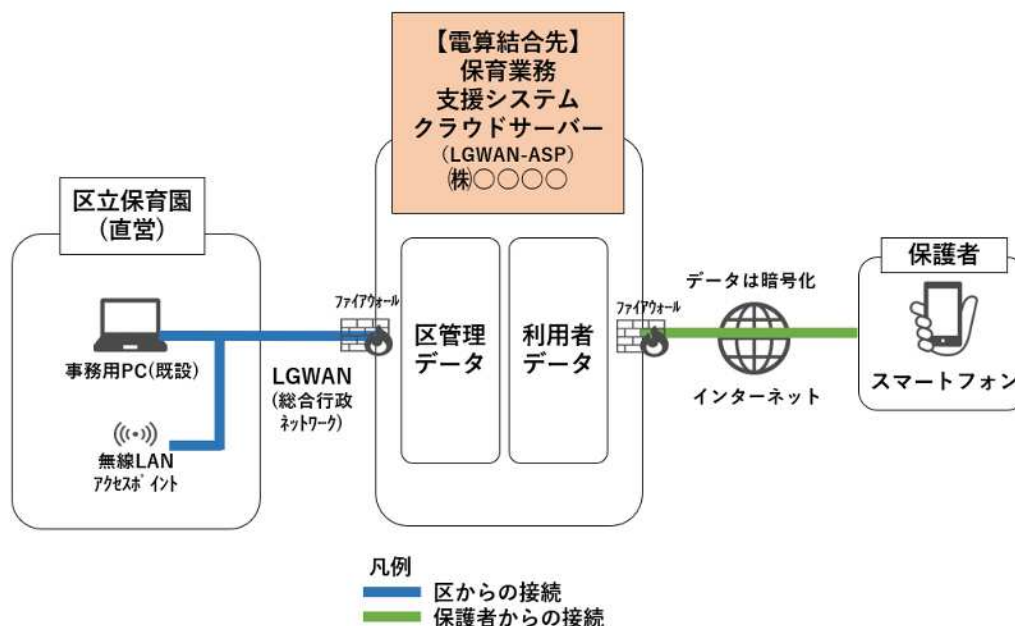
- (1) パソコン
別途、当区情報政策課が調達するパソコンを使用する。
- (2) プリンタ
別途、当区情報政策課が調達するプリンタを使用する想定。

9 ネットワーク要件

システムは、以下のネットワーク構成において正常に稼働することを要件とする。

- (1) 全体概要
システムとクライアント端末等を結ぶネットワーク構成は、下図のとおりとする。
区立保育園 23 か所及び保育課で使用する機能は、LGWAN-ASP サービスで提供すること。また、保護者向けサービスに関する機能は、インターネットから利用できること。
保護者から発信されたデータも含め、個人情報はインターネット側のサーバに置かず、LGWAN-ASP 側のサーバ環境のみに保管すること。
区立保育園 23 か所及び保育課で使用する機能と、保護者向けサービスに関する機能は、リアルタイムに連携をすること。

【図表 2】システムネットワーク構成図



(2) 回線速度

各保育園の回線速度 10Mbps にて、正常に稼働すること。

10 システム要件

システムは、以下のシステム要件にて正常に稼働することとします。

- (1) システムやデータは使用端末で保持せずデータセンターで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策をとること。
- (2) web ブラウザ(Safari、Google Chrome、Edge)でシステムが使用できること。

11 その他要件

(1) 個人情報およびその他情報の取扱い

受託業務を履行するにあたり、知り得た個人情報およびその他、甲の情報の取扱いについては、仕様書別紙 2「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。また、この特記事項に加え、実施手順、作業明細等を遵守すること。

(2) 再委託関係

本件受託者は、本件に係る履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、緊急その他、真にやむを得ない事情により再委託する必要があると認められた場合は、この限りではない。この場合について、再委託承認申請書(区指定様式)を区へ提出すること。また、再委託以降の委託行為(再々委託等)がある場合は、再々委託先等から、再委託承認申請書を委託行為に合わせて修正し、本件受託者を經由して区へ提出すること。

次の各号に定める基準のいずれかに該当すると認められる時は、一括再委託に該当するものと判断する。

契約金額の5割以上に相当する業務部分を再委託しようとするとき。

主要業務を再委託しようとするとき。

一括再委託にあたる例は次のとおり。

一括して全てを他の者へ再委託するとき。

作業の一部は自らが実施するが、履行の大部分または主要な部分を再委託するとき。

作業を細分化して複数の者に再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接に指揮、監督または検査等を実施していると認められないとき。

一括再委託にあたらぬ例は次のとおり。

自らが直接作業に従事するとき。

一部を再委託するが、履行の大部分または主要業務は自らが作業を実施するとき。

多数の業種を含む業務を一括した複合業務の受託に際し、自ら実施できない業務について他の者へ再委託するとき。

作業を細分化して複数の者に再委託するが、自らも再委託の相手方それぞれの作業実施について、履行場所に常駐のうえ指揮、監督または検査等を行うことで、作業実施に直接関与するとき。

自らが直接作業を行っていたが、緊急その他真にやむを得ない事情により再委託する必要があり、これが認められた場合。

(3) システムの使用許諾権および著作権

導入するソフトウェアの著作権等の権利関係については、区に対して十分な説明を行い、区の承認を得ること。また、納入物に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれている場合は、区が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に区の承認を得ることとし、区は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 契約終了時

システムに格納された全てのデータを CSV データで区に提供すること。提供にあたっては、データレイアウトおよびコード仕様定義書を納品すること。また、システムのデータに関する質疑に対して、回答すること。